

獨協医科大学埼玉医療センター地域医療支援事業共同利用研究施設（会議室）に関する細則

平成29年4月1日

制定

改正 平成30年11月1日

平成31年4月1日

（趣旨）

第1条 この細則は、獨協医科大学埼玉医療センター（以下「埼玉医療センター」という。）における埼玉医療センター地域医療支援事業運営管理規程第2条及び埼玉医療センター地域医療支援共同利用に関わる細則第3条第5項に則り、登録医療機関が埼玉医療センター研究施設（会議室）を円滑に利用できるよう定めるものとする。

（会議室）

第2条 登録医療機関が利用できる会議室は埼玉医療センターの以下の会議室とする。

- 1) 第1会議室： 4号館3階／51人収容／マイク・プロジェクター・スクリーン
- 2) 第2会議室： 4号館3階／36人収容／プロジェクター・スクリーン
- 3) 第3会議室： 4号館3階／36人収容／マイク・プロジェクター・スクリーン
- 4) 第4会議室： 高架下3階／20人収容／ホワイトボード
- 5) 第5会議室： 研究棟4階／36人収容／ホワイトボード
- 6) 第6会議室： 研究棟4階／36人収容／ホワイトボード

（利用方法）

第3条 登録医療機関が会議室の利用を希望する場合は、埼玉医療センター事務部庶務課（以下「庶務課」という。）において申込み、利用方法等の説明を受ける。

2 会議室の予約は利用希望日の3ヶ月前から取得することができる。

（利用時間）

第4条 登録医療機関が会議室を利用する場合は以下の時間帯とする。

- 1) 平日（月曜日～金曜日）： 午前9時00分～午後8時00分
- 2) 平日以外（土曜日、休日）： 午前9時00分～午後6時00分

（日曜日、第3土曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）及び開学記念日（4月23日）は休日扱いとする）

2 登録医療機関が会議室を利用する場合は、平日は庶務課、平日以外は守衛室（西通用口、南通用口）において鍵の受け渡しを行い、利用終了時は守衛室に鍵を返却する。

（細則の改廃）

第5条 本細則の改廃は、埼玉医療センター総合患者支援センター運営委員会の議を経て、埼玉医療センター地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則（平成29年 細則第18号）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 細則第22号）

この細則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和2年 細則第8号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。